

姫 監 公 表 第 1 7 号

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和 2 年度 監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市長公室定期監査結果報告書
- 2 会計課定期監査結果報告書

令和2年度 市長公室定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

市長公室 秘書課、広報課

出先機関 東京事務所

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和2年9月9日から同年10月9日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 契約関係事務（広報課）

令和2年度「広報ひめじ」広告欄使用に関する契約において、姫路市契約規則第24条第1項で「落札者の決定を通知した日から10日以内（土日等含む）に契約を締結しなければならない」と定められているにも関わらず、落札者の決定通知から10日以上経過した日付で契約を締結していた。

また、同契約により寄託された履行保証保険証券の保険契約日及び証券作成日は、業者決定通知後10日以内の日付とするよう業者に指示することとされているが、寄託された保険証券に記載された日付はいずれも契約締結後

の日となっていた。

(2) 支出関係事務

ア 契約関係事務（広報課）

令和2年度議会PRポスター制作業務委託及び令和2年度広報用写真撮影業務委託において、契約保証金が納付される前に契約を締結していた。また、契約保証金の納付期限の設定に誤りがあった。

契約事務にあたっては、姫路市契約規則等の法令及び業務委託ガイドラインにのっとり適正に事務を遂行されたい。

3 意見

今回の監査では、広報課において不適正な契約事務が多数見受けられた。

組織内に潜在するリスクの客観的把握と内部統制の充実・強化に取組み、法令等を遵守しつつ適正な業務遂行に努められたい。